



わが国の“知”を集めて
日本発の「創知産業」を
実現します

The IPSN Quarterly

東京都千代田区丸の内1-7-12 9F 7階-10階
Tel:03-5288-5401

知的財産戦略ネットワーク株式会社 ニュースレター

2017年冬(第28号)

Intellectual Property Strategy Network, Inc. (IPSN)

■ CONTENTS ■ ■ ■

LSIPファンド終了のお知らせ	1
【寄稿】バイオ新薬と特許法 — 技術革新が 法制度に与える影響 東京大学 教授(知的財産法) 玉井 克哉	4
2016年度JBA知的財産委員会報告会のご案内	6
第15回IPSN講演会開催のご案内	7
Bio tech2017に出展します	8
INFORMATION	8

LSIPファンド終了のお知らせ

ライフサイエンス知財ファンド「LSIP」は、2017年1月末日をもって存続期間の満了を迎え、支援事業が終了しましたのでここに報告いたします。

LSIPは、2010年8月、大学・研究機関等の垣根を超えて知的財産を集約し、魅力ある知財群を形成したうえで、革新的技術の実用化やバイオベンチャーの創生に資することを目的として(株)産業革新機構(略称INCJ)及び民間数社の共同出資を経て誕生しました。ライフサイエンス分野の知財に投資する我が国初の世界でも殆ど類をみない新しい概念のファンドであり、大きな挑戦、かつ、実験的な取り組みでした。

具体的な成果(製品化)があがるまでに長い時間(平均15年)を要するライフサイエンス分野において、LSIPでは以下の3点をミッションとして目標設定しました。

- (1) 国内大学及び研究機関並びに製薬企業等と良好な関係を構築していること。
- (2) 国内大学及び研究機関等の保有する特定分野の特許権又はその実施権を相当数取得し、製薬企業等の潜在顧客にとって有益なバンドリングが行われていること。
- (3) LSIPにより取得された特許権等に対して、適切な追加研究を行い、相当数のライセンス実施又はその見込みがあること。

■ LSIPのスキーム

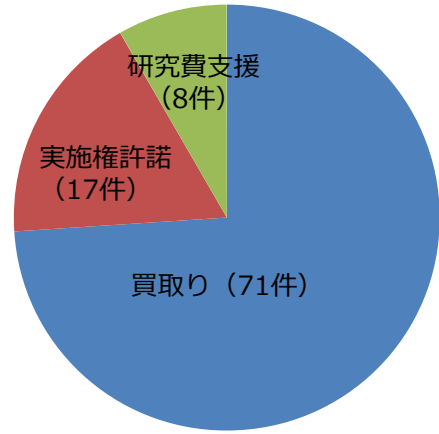


これらのミッションを達成するために、LSIPの実質的な運営を任されたIPSNが設立当初から大学・研究機関、企業の方々と連携して事業を遂行してまいりました。(次ページに続く)

LSIPファンド終了のお知らせ

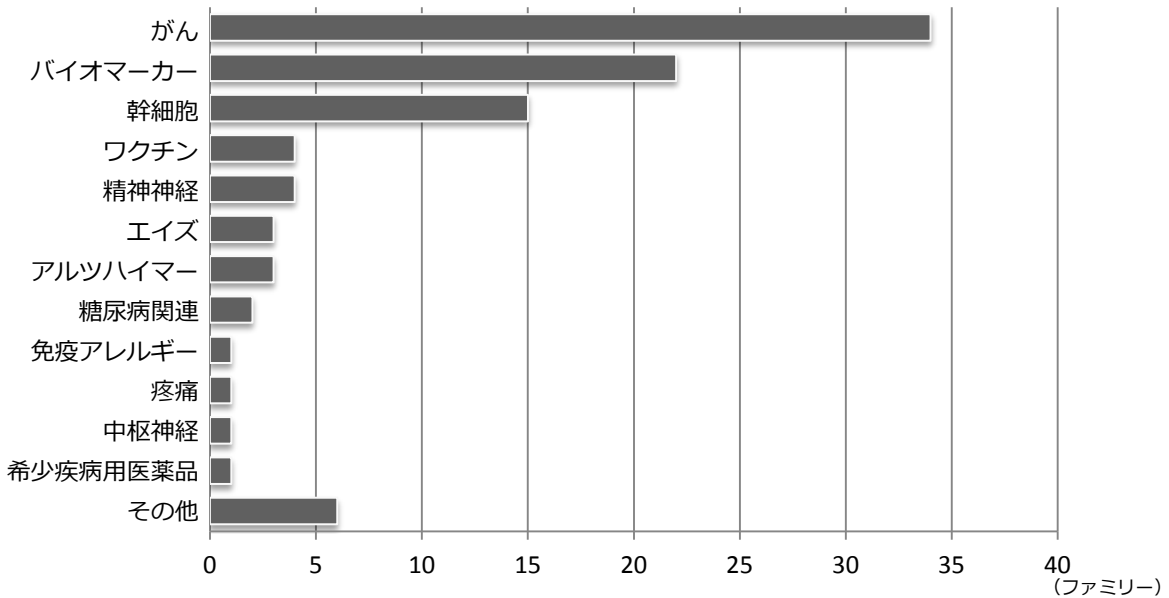
特許権等の取得にあたっては、100余りの大学等と良好なネットワークを構築しながら、大学等から支援要請があった案件、科学技術振興機構(JST)の海外出願支援制度の不採択案件及びJ-store等のデータベースの約13,000件の中から未公表データを含む案件を選択し、更にIPSNの専門スタッフが企業にFSを実施して興味を示す可能性がある案件を選別し、企業からの興味表明があった案件について、取得等を決定しました(計96件(ファミリー))。

■これまでLSIPが大学等から取得した件数



領域別にみると、がん、バイオマーカー、幹細胞、精神神経系疾患(うつ病・統合失調症など)、心血管系疾患(心筋梗塞・大動脈瘤)、感染症、メタボリックシンドローム、腎疾患(糖尿病性腎症・慢性腎臓病など)、骨粗鬆症、炎症性疾患、アルツハイマー病など幅広く、また、その内容も創薬・診断薬・医療機器等、バイオ技術、試薬等、多岐に亘りましたが、なかでも、がん、バイオマーカー、幹細胞の領域が多数を占めました。

■バンドリング領域



そして、製薬企業等とのネットワークを活用し、企業への興味打診やライセンス活動を通じて、製薬・試薬・診断薬・医療機器メーカー等へコンタクトを行い、上述のバンドリング・インキュベーション案件の中から、創薬、診断・検査薬研究試薬・技術及び医療機器関連案件について、実質上4年余りのライセンス活動を通して、既に6件のライセンス又は共同研究契約等が実現しています。

さらに、LSIPが取得した特許権等は、日々、企業への紹介活動を行ってまいりましたが、LSIPの終了を見据えて、事業化の可能性と特許権利化・維持費用対効果も十分に考慮した上で定期的・臨時的に特許管理委員会を開催して大学等への返却或いは放棄を決定し、LSIP終了時には早期にライセンス可能と判断された案件(創薬:4件、診断・検査薬:2件、医療機器:1件)まで絞り込みました。

LSIP (IPSN)は、国内外の製薬企業等との交渉を通じて、製薬企業の方向性や研究開発領域を充分かつ緻密に把握しており、今後のライセンス活動の戦略・戦術構築には欠かせない叡智(ノウハウ、知識、経験)が無形の財産として蓄積されています。LSIPを更に発展させた形の受け皿或いは新ファンド(新組織)の創成は我が国のライフサイエンスの発展に渴望されている新しい挑戦であることは大学等、製薬企業に対して実施したアンケート結果にも現れています。

～2015年8月実施のアンケート結果から～

LSIPは、約6年間の活動実績から、我が国にとってその存続が大学等からも産業界からも強く要望されるまでに成長しました。LSIPを活用する大学等、企業に対して実施したアンケートに寄せられたいくつかのコメントを紹介します。

- ▶企業側のニーズをマッチさせるためにも、(ファンドが)初期から大学等の研究に関わることは重要であると考えます。
- ▶LSIPは他に類を見ない知財ファンドとして、大学等および産業界に、知財の重要性・有用性や社会貢献の手段としての知財の確保を広く認識させることができた。このような観点から、LSIPの知財支援体制の継続が強く求められる。
- ▶LSIPは、ライフサイエンス分野の特許出願に内在する「出願から事業化までの時間が長いことによって生じるアカデミア特許の死の谷を埋める機能」も果たしており、この機能の継続が強く望まれる。
- ▶LSIPの成果として、アカデミアと企業との共同研究或いは企業へのライセンス(及び可能)案件が生まれてきており、さらにベンチャー企業への支援も視界に入れると、今後、LSIP知財支援事業の発展的展開が期待される。

IPSNは、新組織の創成まで、LSIPが終了時に絞り込んだ上述の7案件を暫定的に譲り受けました。LSIP運営者として培った知識・経験・人脈を活用して早期のライセンスアウトを目指すとともに、これら案件を引きうける新組織の早期創成を実現するための新たなスタートを切りました。今後は、新組織の下、ライフサイエンスというスパンの長い分野で、投資という観点からのリターンについても挑戦していきます。

LSIPの約6年間の活動にあたっては、発明者の先生、その知的財産を提供して下さった大学・研究機関、発明者とLSIP担当者との間に立って交渉をして下さった産学連携ご担当者、LSIPから提供する技術を評価し、提携まで繋げて下さった製薬企業の皆様、ファンド出資者の皆様にサポート頂き、所期の目標である3つのミッションを達成して無事に終了することができました。

これまでのご厚情に感謝致しますとともに、LSIPの活動が我が国のライフサイエンスの発展の飛躍に繋がることを願います。(了)

バイオ新薬と特許法 — 技術革新が法制度に与える影響

東京大学 教授（知的財産法） 玉井 克哉

抗がん剤「オプジーボ」をめぐるのは、薬価の決め方や世論の影響といった薬機法上の問題が関心を集めたが、それとともに、米国などで特許権侵害訴訟が追行されていた¹ことも注目される。原告はブリistol・マイヤーズ・スクイブ(BMS)と小野薬品であり、被告はメルクだった。従来、製薬会社相互間の法的係争は創薬メーカーと後発メーカーの間で起こるのが通常だったが、例外的な、創薬メーカー相互の紛争だったわけである。その点で、オプジーボは、今後頻発することの予想される紛争の類型を先取りする事例を提供したと見ることができる。

いわゆるバイオ新薬にかかる特許権は、＜タンパク質Aに特異的に結合する物質＞という形式の、広汎なクレームを有するものが多い。そうした発明は、バイオ・ベンチャーによってなされることもある。たとえ創薬メーカーによってなされる場合でも、クレームされた実施の形態すべてを自ら開発するとは限らない。前者の場合はもちろん、後者の場合でも、新医薬品を開発するメーカーと特許権者が別々になりうる。創薬メーカー相互の訴訟が今後頻発するというのは、そのためである。これによって、特許法の世界でも、次のような、さまざまな問題点が生ずることが予想される。

差止請求権の制限

差止請求権の成否は、米国では、2006年のイーベイ判決²が提示した4つのファクターを考慮した、事実審裁判官の裁量によって決まる。その第4ファクターは、公益(public interest)である。新医薬品が市場に

投入されることが公益に適うことが明らかであるから、米国特許法上、差止めを求めるのは困難だと考えられる。ところが、2017年1月5日、アムジェン対サノフィ事件で、デラウェア地区裁判所(ロビンソン判事)は、特許発明の実施を差止める判決を下した³。サノフィの控訴を受けた連邦巡回区控訴裁判所が差止命令の執行を延期(suspend)したため、被告製品が市場から姿を消すという事態は、当面避けられそうである⁴。しかし、公益を考慮した上でなお事実審裁判所が差止めを命令したというのは、衝撃的であった。

わが国では、特許権侵害に対して差止請求権が成立するのは当然とされる(特許法100条1項)。いわゆる標準必須特許に関しては知財高裁大合議部判決が差止請求権の制限を認めた先例があるが⁵、医薬品はまったく別だと考えるのが、通常であろう。だが、重篤な、あるいは慢性的な疾患に適応する新医薬品について、市場に投入されることを切望する患者がいるのに、あえて差止めによって経済的利益を追求するのを認めるのは、裁判所の法的感覚として、耐え難いかもしれない。とりわけ、米国において一般法理によって差止請求が制限されるのが通常だということになれば、わが国でも、一般法理による調整が要請されるかもしれない。その場合に依拠できるのは権利濫用法理(民法1条3項)であるが⁶、たとえば、被告側が一般の算定方式とは異なる追加的な損害賠償に応ずることを条件に権利濫用の成立を認めるといった裁判例が蓄積すれば、事案処理のあり方としても、米国法に近づくことになる⁷。(次ページに続く)

(脚注)

1. 米国のほか、英独仏蘭西瑞など欧州諸国、日本、オーストラリアでも訴訟が行われていたようである。そのすべてについて和解がなされたことが、2017年1月20日に公表された。
<http://news.bms.com/press-release/partnering-news/bristol-myers-squibb-and-ono-pharmaceutical-company-enter-settlement-a>
2. eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388, 391 (2006).
3. Amgen Inc. v. Sanofi, 2017 U.S. Dist. LEXIS 1351, *9 (D.Del. Jan. 5, 2017).
4. Amgen, Inc., v. Sanofi, Fed. Cir., Feb. 8, 2017, Case: 17-1480 NP. See, http://products.sanofi.us/resources/stay_order.pdf
5. 知財高決平成26年5月16日判時2224号89頁。
6. 最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁〔キルビー事件〕。
7. 米国法では差止め(injunction)はエキティ法上の救済であり、差止めを認めない場合に、それに代わるものとして、同じくエキティ法上の救済である増額賠償(enanced damages)を認めることがある。参照、拙稿「特許権はどこまで『権利』か——権利侵害の差止めに関するアメリカ特許法の新判例をめぐって」『パテント』59巻(2006年)45-61頁。

試験研究法理

米国やEU諸国においては、新医薬品を市場に投入するための臨床試験等は、法律の明文規定によって、特許権行使の対象外となる。いわゆるロッシュ＝ボーラー条項であって、米国では1984年のハッチ＝ワクスマン法⁸により、EUでは2004年の指令⁹により、特許法に導入された¹⁰。その主たる対象は後発医薬品にかかる生物学的同等性試験等であるが、新医薬品のための臨床試験等もまたその対象であることには、ほぼ異論を見ない¹¹。

わが国は、明文のロッシュ＝ボーラー条項を欠き、一般の試験研究法理（特許法69条1項）の解釈によってすべてをまかなう点で、有力な創薬メーカーを擁する先進国としては、例外に属する。それを補うのが、平成11年の最高裁判決¹²である。同判決により後発医薬品にかかる試験研究が特許権存続期間内でも適法だとされたから、その勿論解釈として、新医薬品の開発にかかる試験研究も適法だとされるであろう。だが、特許権者の中には、その点を疑問視し、他の創薬メーカーに対して、新医薬品の製造販売に先立ち、臨床試験の段階での差止めを試みる動きもあるようである¹³。そのような権利行使を日本の裁判所が許容するとは考えにくい、解釈を分明にする努力は、必要であろう。

強制実施権

わが特許法においては強制実施権が設定された事例がこれまで一つもなく、専門実務家ですら、制度

そのものを想起することが稀なのが実情である。だが、上記のような状況に対して特許法が用意した制度は、実施しようとする側がまず協議を求め、不調の場合には強制実施権の設定を請求するという方途である（特許法92条、93条）。ドイツでは早くからバイオ新薬をめぐる強制実施権設定の実例があり¹⁴、最近も、HIVのインテグラーゼ阻害薬に関し、広範な基本特許を保有する特許権者がメルク社に対して新医薬品販売の差止めを訴求したところ、同社の申立てにより一時的な強制実施権が設定され、販売継続が可能になった例がある¹⁵。また英国でも、高額な医薬品のバイオシミラーの利用を可能にするための強制実施権の設定を求める動きがある¹⁶。わが国でも、今後は同様の問題が生ずるであろう。

これに関しては、これまで実例のない強制実施権裁定申請が行われたとして、果たして事案の解決に適切な期間内に特許庁長官や経済産業大臣の判断がなされるのか、という問題がある。また、協議が不調に終わることが容易に予想される場合にまで、裁定申請の前段階で一律に協議を行わせるのが適切かという問題もある¹⁷。公益性が高い場合、患者の生活の質や生命が脅かされる事態を長引かせるよりは、むしろ実施そのものを優先し、強制実施権設定の要件を充足するか否かは、侵害訴訟の中で判断するという方策が考えられる。「強制実施権の抗弁」ともいうべき法理である。これは突飛なように見えるが、そうではない。

（脚注）

8. Pub. L. 98-417, 98 Stat. 1585 (1984). 「ロッシュ＝ボーラー条項」の称は、同法制定の機縁となったRoche Products, Inc. v. Bolar Pharmaceutical Co., 733 F.2d 858 (Fed. Cir. 1984)による。
9. Directive 2004/27/EC of the European Parliament and of the Council of 31 March 2004 amending Directive 2001/83/EC on the Community code relating to medicinal products for human use, OJ L36/34, Art. 10(6) amended by 2004/27/EC.
10. 米国では、35 U.S.C. § 271(e). ドイツでは、PatG, Art. 11 Nr. 2b.
11. 米国においては、前臨床試験が同条項の対象となつたMerck KGaA v. Integra Lifesciences I, Ltd., 545 U.S. 193, 202 (2005) の解釈上、このことは当然である(id. at 196). 欧州諸国に関しては、ドイツ、オランダ、ベルギーにおいては、新医薬品のための試験研究が対象に含まれるかどうか、指令を実施する国内法の文言上、明確でないとする論稿がある。András Kupecz et. al., Safe harbors in Europe: an update on the research and Bolar exemptions to patent infringement, Nature Bio. Vol.33, Nr.7 (July 2015), p.712. しかし、ドイツにおいては、それが含まれることはもとと判例により明らかで、指令を実施する国内法がそれを確認した上で対象を拡張したこと、疑問の余地はない。Rudolf Kraßer/ Christoph Ann, Patentrecht, 7. Aufl., 2016, S.830 (=Rn.261).
12. 最判平成11年4月16日民集53巻4号627頁〔脾臓疾患治療剤〕。
13. その例として、被告となつた中外製薬の次のプレス・リリースを参照。
<https://www.chugai-pharm.co.jp/news/detail/20160511150000.html>
14. BPatG, Urt. v. 7. Juni 1991, BPatGE 32, 184= GRUR 1994, 98. (後にBGH, Urt. v. 5. Dez. 1995, BGHZ 131, 247 =GRUR 1996, 190 により取消された。)
15. BPatG, Urt. v. 31. Aug. 2016, 3 LiQ 1/16. <http://juris.bundespatentgericht.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bpatg&Art=en&Datum=2016-8&nr=28733&pos=2&anz=41&Blank=1.pdf>
16. Joe Barber, Group calls for UK to grant compulsory licence for Roche's breast cancer drug Kadcyla, FirstWord Pharma, <https://www.firstwordpharma.com/node/1319601>. (last visited Feb. 17, 2017).
17. ドイツでは、強制実施権は特許権者を被告とする訴えによって設定される(Art.24, Abs.1, PatG)。2016年8月31日の前記判決は、本案判断まで仮処分によって設定することもできるとした。訴え提起は同年1月であったが、仮処分申立ては6月7日、8月31日の口頭弁論当日に仮処分決定がなされた。

標準必須特許については、特許権行使が独禁法違反となり、そのため独禁法上の強制実施権が成立すべき場合に、それをもって侵害訴訟の抗弁とする「強制実施権の抗弁(Zwangslizenzienwand)」を認めることが、ドイツの判例となっている¹⁸。わが国では、権利濫用法理を用いるに際して「裁定により実施権を設定すべきだと認められる場合」といった要件の下に一回の手續内で裁判所が判断することは、従前の判例に照らし、むしろ素直だという見方もできる¹⁹。これもま

た、今後の法解釈において解決すべき課題であろう。

以上のほか、広範なクレームを制限的に解釈する、あるいは当該クレームに関して特許無効を認めるといった伝統的な手法についても、新医薬品の公益性という観点から、考え直す必要が生じるかもしれない。技術の革新は、法制度の革新を促す。特許法という古い革袋が新たな酒に適応するよう、法律家は、不断に工夫を重ねる必要がある。(了)

(脚注)

18. BGH, Urteil vom 6. 5. 2009, BGHZ180, 312 =GRUR2009, 694 - Orange-Book-Standard.

19. 主張のレベルでは、標準必須特許にかかる特許権の行使が独禁法違反になることを請求原因とした例がある。東京地判平成27年2月18日判時2257号87頁[ブルーレイディスク標準必須特許]。不正競争防止法に基づく他の請求原因で原告が勝訴したため、裁判所の判断は示されなかった。

2016年度 JBA 知的財産委員会報告会のご案内

2017年3月16日(木)に、バイオインダストリー協会(JBA)にて、JBA知的財産委員会報告会が開催されます。本号に寄稿して下さった玉井克哉教授の講演もごございますので、ご興味のある方は是非ご参加下さい。

開催日時: 2017年3月16日(木)14:00~17:00 (懇親会17:00~18:00)

開催場所: (一財)バイオインダストリー協会 会議室

参加申込: JBAホームページ <http://www.jba.or.jp/pc/activities/event/> より承ります。

参加費: ○JBA法人会員およびJABEX会員、IPSN会員 無料

○JBA個人会員(アカデミア所属の方); 無料

○JBA個人会員※ 5,000円(税込)

(※対象 JBA法人会員でない企業(事業者)に所属の個人会員)、非会員 10,000円(税込)

○交流懇親会 参加費 一律別途1,000円

主催: (一財)バイオインダストリー協会

共催: 日本バイオ産業人会議(JABEX)、知的財産戦略ネットワーク株式会社(IPSN)

【プログラム】開会 14:00~14:05

◆WG報告 (発表30分+質疑応答15分)

14:05~14:50 「大学関連ファンドの役割 ~アカデミア発明と企業との架け橋として~」

産学連携と知的財産権WG リーダー 徳田 裕人 氏

(武田薬品工業株式会社 知的財産部)

14:50~15:35 「食品用途発明 改訂審査基準施行後の現状について(仮)」

食品用途に関するWG リーダー 鹿島 隆則 氏

(サントリーホールディングス株式会社 知的財産部 課長)

(15:35~15:50 休憩)

◆講演 (質疑応答時間含め1時間程)

15:50~16:50 「バイオ医薬と特許法~技術の革新と法制度の革新~」

東京大学 先端科学技術研究センター 教授 玉井 克哉 氏

閉会 16:50~17:00

(終了後、同会場にて懇親会を予定)



第15回IPSN講演会のお知らせ

バイオベンチャーの発展に向けて

■日 時 2017年3月13日（月） 13：30～18：00（交流会含む）

■会 場 東京ステーションコンファレンス 602（サピアタワー 6階／東京都千代田区）

■参加費 講演会：無料／交流会：会員無料 非会員1,000円

■定 員 100名

近年、バイオエコノミー（Bioeconomy）という概念が国際的に提唱されており、OECDは、2030年にはバイオテクノロジーを利用した産業が全GDPの2.7%（約200兆円、OECD加盟国）規模に成長する見通しを立てています。我が国政府も日本再興戦略2016において、再生医療などバイオ産業の市場規模の拡大に向けた目標を掲げています。世界では高度技術による製品の多くが大企業からベンチャーへとシフトされつつあり、今後のバイオベンチャーの創生・安定経営が重要な課題となります。

本講演会ではライフサイエンス分野の第一線で活躍されている方々をお招きし、研究機関向けの国の知財等支援策、企業が日本のベンチャーに期待すること、大学発出資事業会社によるベンチャーへの支援事例紹介・ゴールを見据えたストーリー等をご紹介頂き、IPSNからはバイオベンチャー育成に向けた新たな取組みについて紹介させていただきます。パネルディスカッションでは、バイオベンチャー発展に向けて私たちが今何をすべきか議論します。

プログラム

（2月現在）

- 13:30～13:40 開会挨拶 知的財産戦略ネットワーク(株) 代表取締役社長 **秋元 浩**
- 13:40～14:05 【AMEDにおけるアカデミア発研究開発成果の支援】
天野 斉（日本医療研究開発機構(AMED) 知的財産部長）
- 14:05～14:30 【武田の研究アライアンスのアプローチ - ベンチャーイノベーションへのアクセス】
村西 廣哉（武田薬品工業(株) 医薬研究本部アライアンスグループ グループマネジャー）
- 14:30～14:55 【大学発ベンチャーとイノベーション・エコシステム】
各務 茂夫（東京大学教授/産学協創推進本部イノベーション推進部長）
- 14:55～15:10 ～休憩～
- 15:10～15:35 【慶應義塾大学のベンチャーキャピタルについて】
山岸 広太郎（(株)慶應イノベーション・イニシアティブ 代表取締役社長）
- 15:35～15:55 【国際投資家から見た知的財産権とプロジェクト管理～企業経営
～グローバル市場で戦うための準備～】
堀越 康夫（知的財産戦略ネットワーク(株)取締役）
- 15:55～16:05 ～休憩～
- 16:05～17:00 **パネルディスカッション**（モデレータ 秋元 浩）
天野氏／村西氏／各務氏／山岸氏／堀越
- 17:00～17:05 閉会挨拶 知的財産戦略ネットワーク(株) 取締役 **高島 義典**
- 17:05～18:00 **交 流 会**（お飲み物と軽食をご用意します）



- JR 東京駅直結
■東京メトロ「大手町」駅 B7出入口直結

■お申込み方法：

- ①会社・大学・機関名②部署、③お名前、
④お電話番号、⑤メールアドレス、をご記入の上、
Eメールにてお申し込みください。
宛先：**seminar@ipsn.co.jp**
※講演会のみ参加される方はその旨お知らせ下さい。

■お問い合わせ先：

金野陽子（このようこ）知的財産戦略ネットワーク(株)
Tel: 03-5288-5401 Fax: 03-3215-1103
Email: konno-yoko@ipsn.co.jp
WEBサイト <http://www.ipsn.co.jp>

BIO tech 2017に出展します

2017年6月28日(水)から30日(金)まで、東京ビッグサイトにて開催される「Bio tech 2017」にブース出展します。知財コンサルティングやマッチング相談などを承ります。

皆様のご来場を心よりお待ちしております。

開催展名： 第16回国際バイオテクノロジー展 BIO tech 2017

会 期： 2017年6月28日(水)ー30日(金) 10:00ー18:00(最終日のみ17:00終了)

会 場： 東京ビッグサイト <http://www.bigsight.jp/>

■Bio tech 2017 公式サイト

<http://www.bio-t.jp/>

I N F O R M A T I O N

■主な活動報告(2016年12月ー2017年2月)

12月22日 第28回企業会員向け研究・知財情報の提供

■主な活動予定(2017年3月ー5月)

3月13日 第15回IPSN講演会(東京ステーションコンファレンス602)

3月下旬 第29回企業会員向け研究・知財情報の提供

6月28日ー30日 Biotech2017出展

編集後記

気温の寒暖差が激しい今日この頃ですが、梅が見ごろを迎え、暖かい日も徐々に増えて春の訪れを感じます。3月13日のIPSN講演会では、近年、支援の必要性が活発に議論されているバイオベンチャーがテーマです。皆様のご来場をお待ちしております。(金野陽子)

 知的財産戦略ネットワーク株式会社

本書の内容を無断で複写・転載することを禁じます。
2017年3月発行 The IPSN Quarterly (第28号・冬)
〒100-0005 千代田区丸の内1-7-12サピアタワー10階
電話: 03-5288-5401 ファクシミリ: 03-3215-1103
URL: <http://www.ipsn.co.jp/>
Email: info@ipsn.co.jp